

提言に係る関連資料

# 住宅用太陽光発電システムの販売等 に係る消費者問題についての実態

平成 24 年 3 月 27 日  
消 費 者 委 員 会



# 目 次

	頁
<b>1 住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての概況等</b>	
（ 1 ）市場概況等	
ア 住宅用太陽光発電システムとは	1
イ 住宅用太陽光発電システムの市場動向	2
（ 2 ）PIO-NET相談情報の概況	
ア 住宅用太陽光発電システムに関する相談件数の推移	4
イ 契約者の属性	4
ウ 相談の内容別分類	6
エ 販売購入形態	7
オ 契約購入金額等	8
カ 支払方法	9
（ 3 ）法規制	
ア 販売方法	10
イ 表示・広告	11
ウ 許可・資格	12
（ 4 ）法執行	
ア 販売方法	12
イ 表示・広告	13
ウ 許可・資格	13
<b>2 行政における対応と取り組むべき課題</b>	
（ 1 ）行政における対応	14
（ 2 ）取り組むべき課題	16
<b>参考資料（関係法令）</b>	25



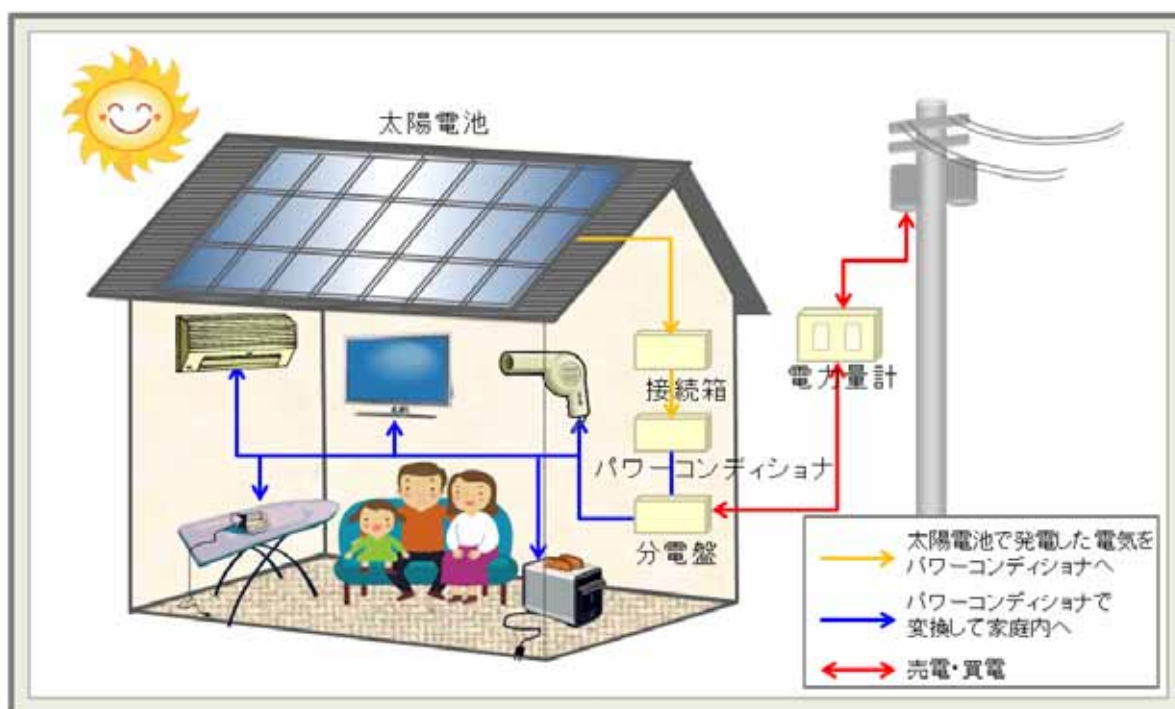
# 1 住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての概況等

## (1) 市場概況等

### ア 住宅用太陽光発電システムとは

住宅用太陽光発電システムとは、太陽の光エネルギーを受けて、屋根等に設置した太陽電池が発電した電力をパワーコンディショナ<sup>1</sup>により、電力会社と同じ電力に変換し、家庭内のさまざまな家電製品に電気を供給するシステムをいう。

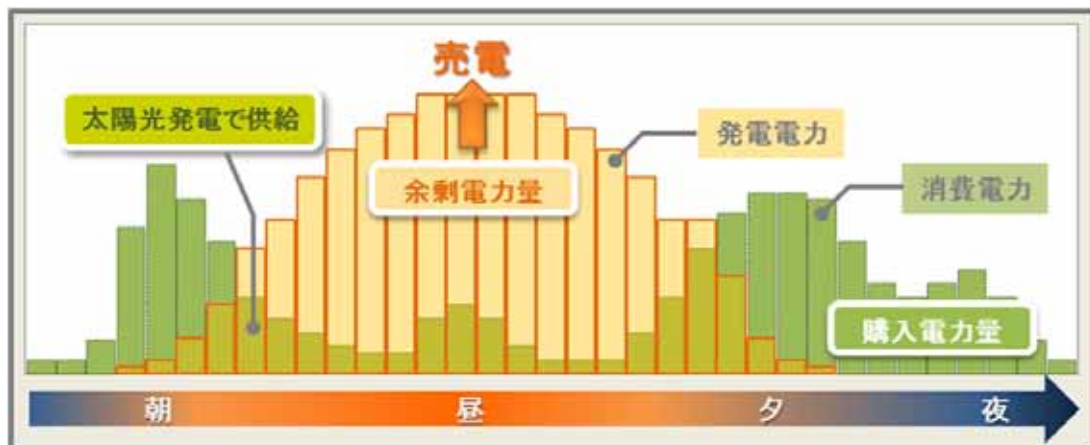
図1-1 住宅用太陽光発電システムのしくみ



住宅用太陽光発電システムは、電力会社の配電線とつながっており、発電電力が消費電力を上回った場合は、電力会社へ逆に送電して電気を買ってもらうことができる。反対に、曇りや雨の日など発電した電力では足りない時や夜間などは、従来どおり電力会社の電気を使うこととなる。

<sup>1</sup> パワーコンディショナとは、太陽電池で発電した直流電力を交流電力に変換するための装置。

図 1 - 2 1日の発電電力と消費電力



## イ 住宅用太陽光発電システムの市場動向

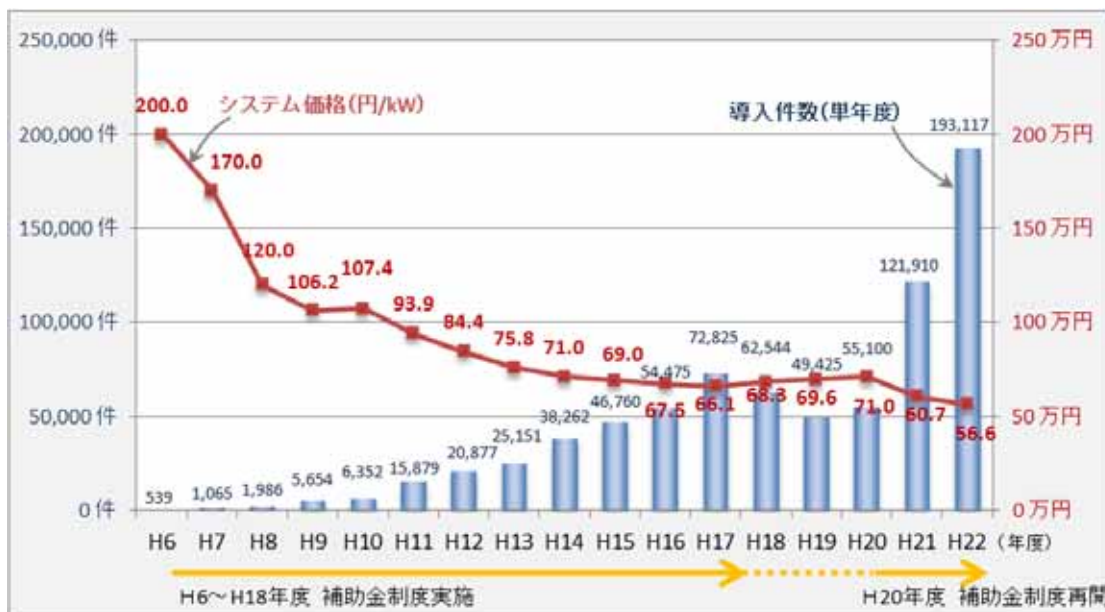
住宅用太陽光発電システムの市場は、平成6年に住宅用太陽光発電システム設置に関する補助金制度が開始されて以来、システム単価の低下も追い風となり、拡大が進んできた。平成17年に補助事業が終了すると、一時下火となるが、20年度に補助金制度が再開し、翌21年度から開始された「太陽光発電の余剰電力買取制度<sup>2</sup>」の影響で、導入件数は飛躍的に拡大した。

消費者の環境問題への関心の高まりや、昨年3月11日に発生した東日本大震災による電力供給への不安等もあり、需要は拡大していくと予想される。また、経済産業省は、平成24年度より「再生可能エネルギーの固定価格買取制度<sup>3</sup>」を開始するなど、再生可能エネルギーの導入拡大を進めており、市場規模はさらに拡大していくと予想される。

<sup>2</sup> 太陽光発電による電気が、自宅等で使う電気を上回る量の発電をした際、その上回る分の電気を1kWhあたり42円等（平成23年度の買取価格は住宅用(10kW未満)42円/kWh、住宅用(10kW以上)及び非住宅用40円/kWh）の価格で、10年間固定で電力会社に売ることができる制度。買取りに必要となる費用は、電気の使用量に応じて電気の利用者全員で負担する制度となっている。

<sup>3</sup> 第177回通常国会において成立した「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」によって、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、一定の期間・価格で電気事業者が買い取ることを義務付けられた制度。買取りに要した費用は、電気料金の一部として、使用電力に比例した賦課金によって回収される。平成24年7月1日よりスタートする。

図 1 - 3 住宅用太陽光発電システムの導入件数とシステム価格の推移



(注) 経済産業省作成資料及び一般社団法人太陽光発電協会資料より、当委員会  
が作成した。

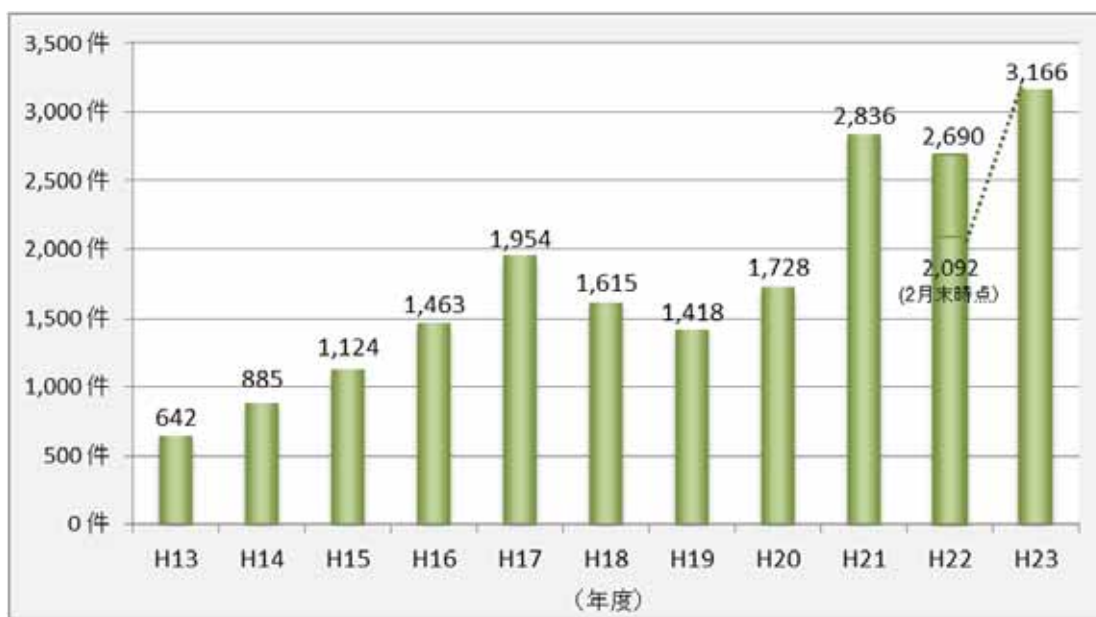
## (2) PIO-NET相談情報の概況

住宅用太陽光発電システムについて、全国消費生活情報ネットワーク・システム（略称「パイオネット」。以下「PIO-NET」という。）における平成13年度から23年度までに消費者から寄せられた相談を分析したところ、以下の状況が確認できた。

### ア 住宅用太陽光発電システムに関する相談件数の推移

相談件数については、住宅用太陽光発電システムの導入実績と比例して、平成17年度まで増加傾向にあった。平成18年の補助金制度終了後は一旦落ち着き、制度が再開した20年度には若干の増加がみられた。平成21年度に余剰電力買取制度がスタートすると、前年度比1.6倍に急増した。平成23年度は、24年2月29日受付分（2月29日登録分）で既に3,166件（前年同期比1.5倍）となっている。

図1-4 住宅用太陽光発電システムに関する相談件数の推移



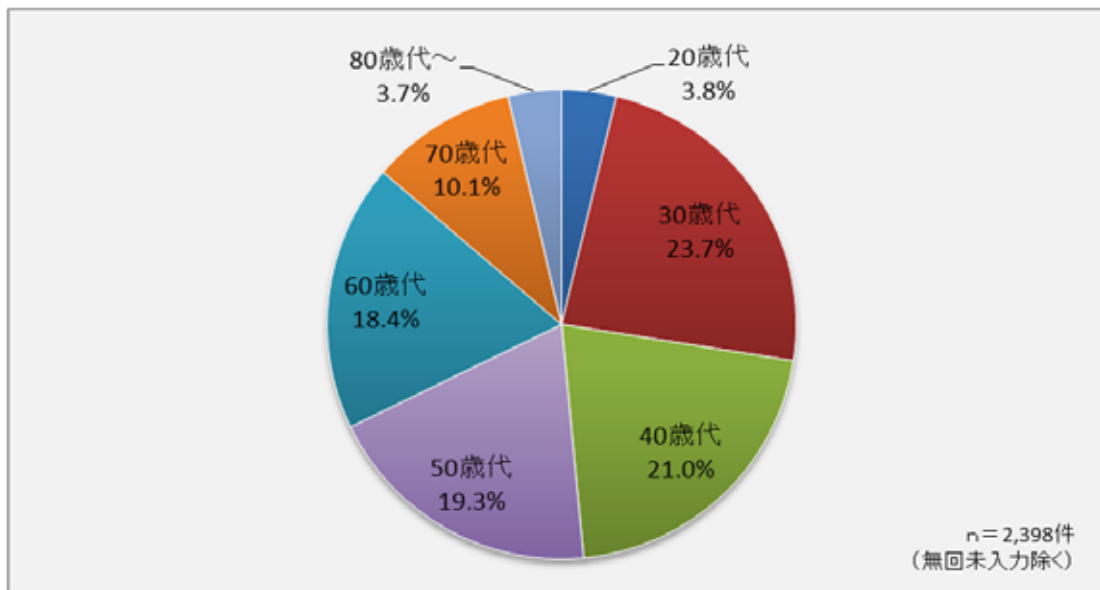
(注) データは、PIO-NET（「ソーラーシステム」に関する相談のうち、平成24年2月29日までの登録分。以下同じ。）による。

### イ 契約者の属性

相談情報にみる契約当事者の年代は、30～60歳代までの年齢層を中心にほぼ同程度の割合で相談が寄せられており、若者や高齢者への偏りは特に見られない。また、経年による大きな変化も見られない。



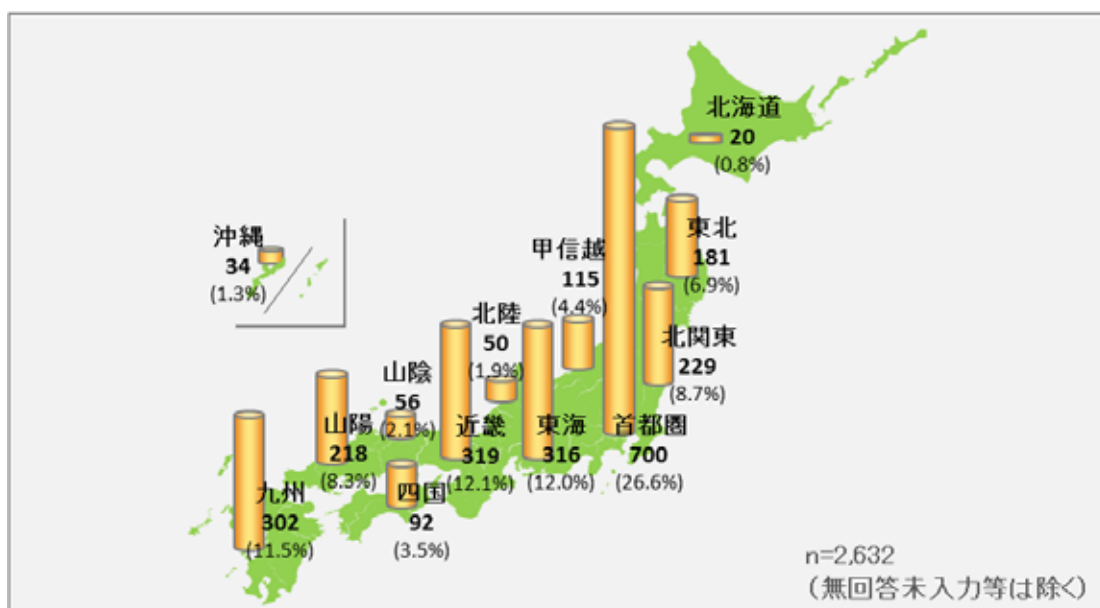
図 1 - 5 住宅用太陽光発電システムに関する相談の契約当事者の年代  
(平成22年度)



(注) データはPI0-NETによる。無回答(未入力)は除く。

相談情報にみる契約当事者の居住地域は、首都圏が最も多く、近畿、東海、九州と続き、北関東や山陽でも相談が寄せられている。住宅用太陽光発電システムの設置には、気候条件や住宅事情などが関係するが、相談件数にもその影響があらわれているとみられる。

図 1 - 6 住宅用太陽光発電システムに関する相談の契約当事者の居住地域  
(平成22年度)

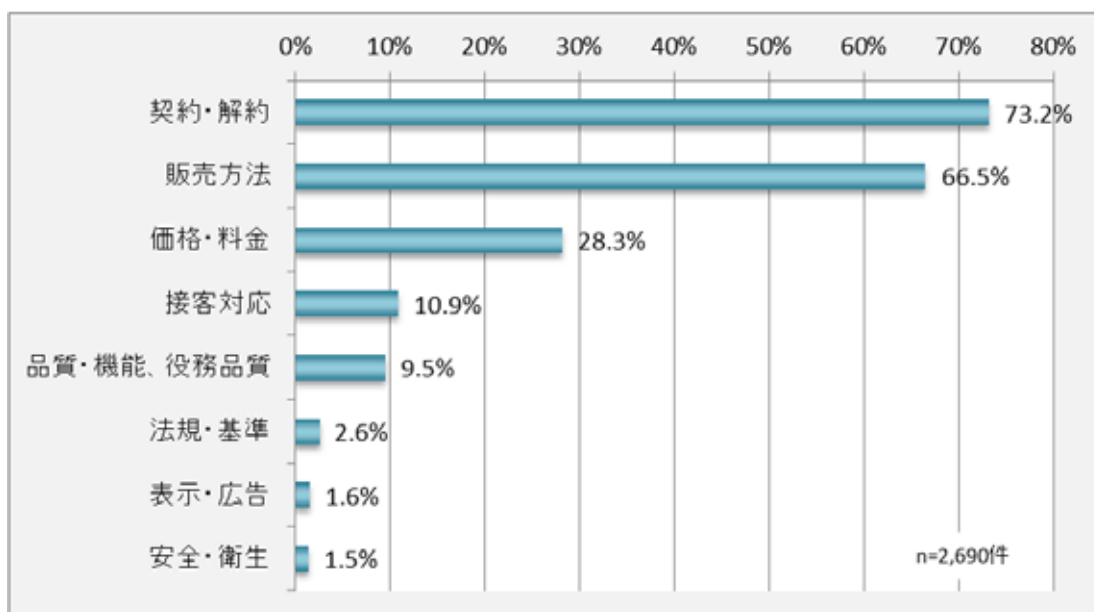


(注) データはPI0-NETによる。無回答(未入力)等は除く。

## ウ 相談の内容別分類

平成22年度の相談情報の内容別分類をみると、「契約・解約」が最も多く、1,969件（全体の73.2%）となっている。次いで、「販売方法」1,789件（全体の66.5%）、「価格・料金」760件（全体の28.3%）となっている。

図1-7 住宅用太陽光発電システムに関する相談の内容別分類の割合  
（平成22年度）



（注）データはPIO-NETによる。

「計量・量目」「包装・容器」「施設・設備」「買物相談」「生活知識」「その他」「無回答（未入力）」はごく少数もしくはゼロのため省略した。内容別分類は1件の相談につき最大4項目まで付与できる。

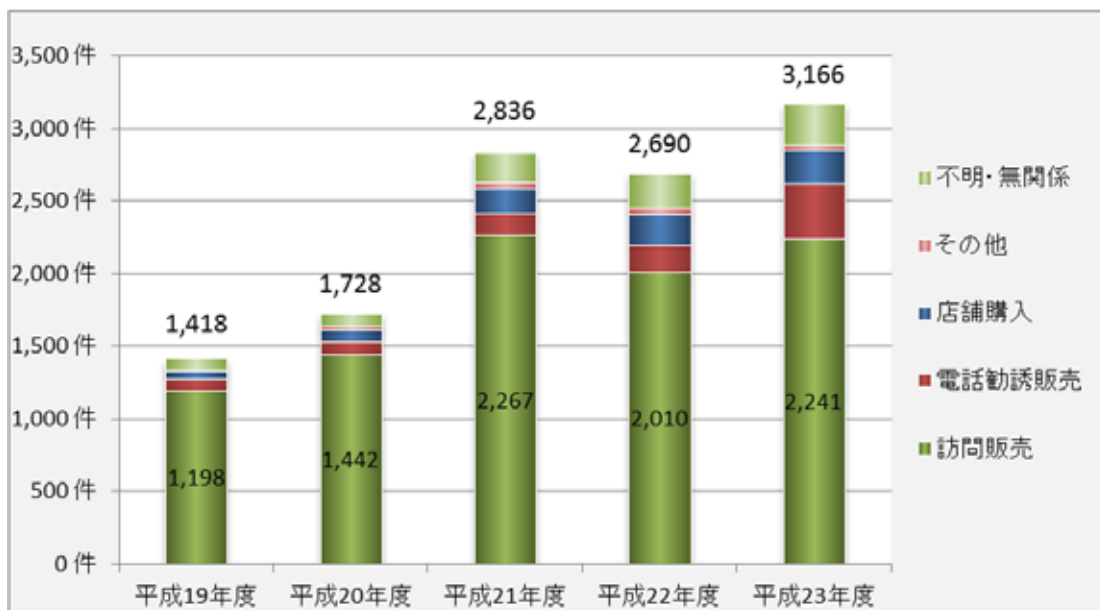
具体的には、「補助金があるので自己資金は一切かからない」「売電によって機器代が賄える」「パワーコンディショナは永久的に使える、買い替えの必要はない」といった不実告知ともとれる過剰なセールストークや不正確な説明に関する相談が目立つ。

また、長時間勧誘や夜間勧誘などの迷惑勧誘や、お得感を過度に強調する、契約を急かす、といった販売方法を受け、「業者の信用性や苦情の有無を知りたい。」「解約したい。」「クーリング・オフの仕方を教えて欲しい。」といった相談が多く寄せられている。

## エ 販売購入形態

販売購入形態別にみると、各年度とも訪問販売が圧倒的に多いが、ここ数年は、電話勧誘販売、店舗購入の割合に若干の増加傾向がみられる。これまでは訪問販売が主な販路であったが、消費者の関心の高まりや普及拡大を背景に、平成21年頃から、家電量販店やショッピングセンターなどが販売を本格化させたのが一因と思われる。

図1 - 8 住宅用太陽光発電システムに関する相談の販売購入形態



(注) データはPIO-NETによる。

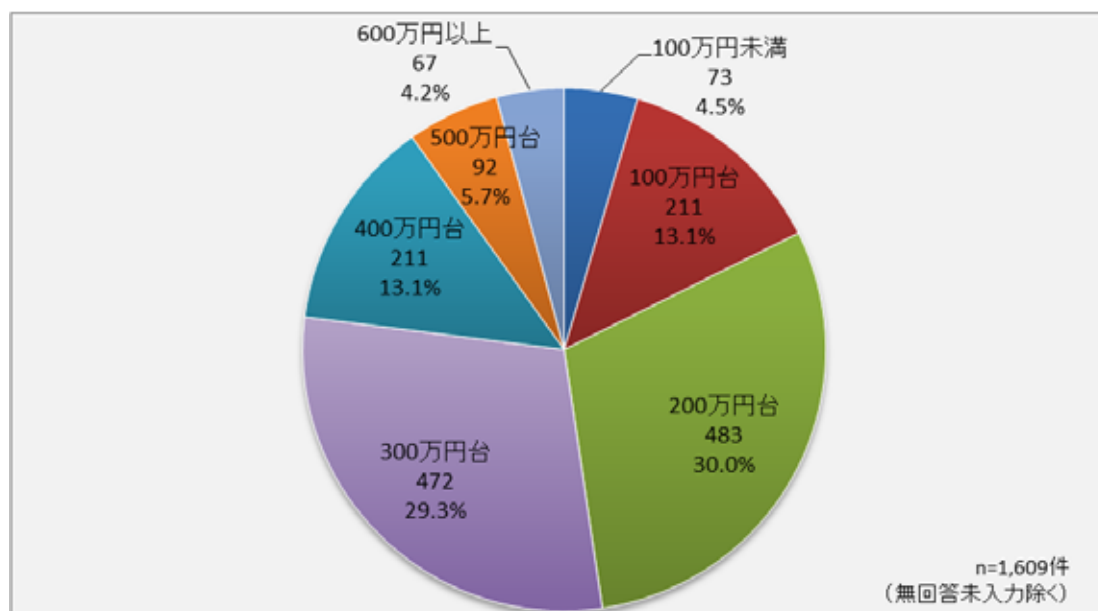
「その他」は、「通信販売」「マルチ・マルチまがい」「ネガティブ・オプション」「その他無店舗」。

## オ 契約購入金額等

契約購入金額についてみると、200万円台から300万円台が最多価格帯となっており、全体の6割を占めている。

太陽光発電普及拡大センターのデータによると、平均システム単価は56.6万円/kW（平成22年度）、平均設置容量は4.00kW（平成22年度）となっており、平均的な設置費用は226.4万円となる。なお、国の補助金<sup>4</sup>には、システム価格が65万円/kW以下（平成22年度）という要件があり、極端に高額な契約を締結させられるトラブルというよりは、標準的な価格帯についての相談が大半を占めている。

図1 - 10 住宅用太陽光発電システムに関する相談の契約購入金額  
（平成22年度）



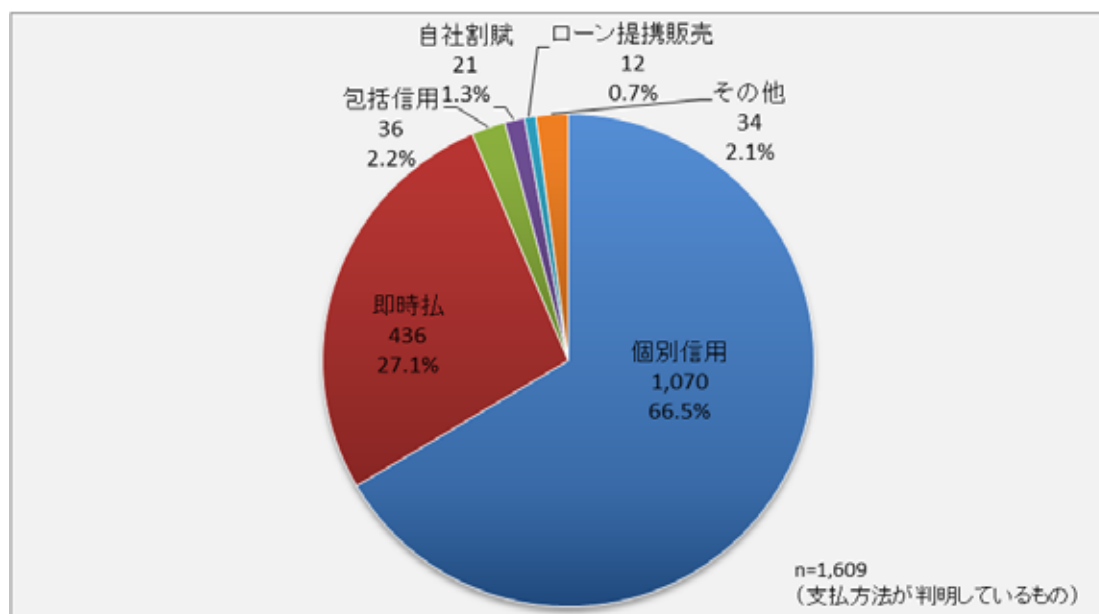
（注）データはPI0-NETによる。無回答（未入力）は除く。

<sup>4</sup>住宅用太陽光発電導入支援復興対策費補助金（平成23年度）は、以下の条件を満たす必要がある。「住居として使用（店舗、事務所等との兼用は可）する建物に、太陽光発電システムを新たに設置する個人、法人（個人事業主を含む）、または建物の区分所有等に関する法律にもとづく管理者に限る」「太陽光発電システムの購入者であること」「電灯契約をしている契約者本人であること」「申請者（個人）は太陽光発電システム設置後に排出削減事業へ参加すること」。補助対象となるシステムは、太陽電池モジュールの公称最大出力が10kW未満で、システムの価格は60万円/kW以下であるという条件がある。システム価格には、太陽電池モジュール、架台、パワーコンディショナ、その他付属機器、設置工事に係る費用を含む。

## カ 支払方法

支払方法についてみると、「個別信用（個品割賦）」（商品購入に際してクレジット契約を結ぶ個別クレジット）によるものが多く、次いで「即時払」（現金払いや口座振込による一括払い等）となっている。

図 1 - 9 住宅用太陽光発電システムに関する相談の支払方法  
（平成22年度）



（注）データはPIO-NETによる。無回答（未入力）は除く。

### ( 3 ) 法規制

#### ア 販売方法

特定商品取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特商法」という。）では、訪問販売や電話勧誘販売等、特定の勧誘・販売形態を特定商取引と定め、その形態ごとに規制等が設けられている。

訪問販売を行う場合、事業者には、氏名・勧誘目的の明示義務（第3条）、再勧誘の禁止（第3条の2）、書面交付義務（第4、5条）や不実告知の禁止（第6条）等の規制が課せられている。また、消費者には、クーリングオフ（第9条）、不実告知の場合に売買契約の取り消し（第9条の3）できる権利が付与されている。

消費者契約法（平成12年法律第61号）では、事業者と消費者間の契約（消費者契約）における事業者と消費者の情報の質・量及び交渉力の格差にかんがみ、事業者の不実告知や将来における変動が不確実な事項についての断定的判断の提供等の行為によって消費者が誤認・困惑して申込み又は承諾の意思表示をしたのであれば、消費者はその意思表示を取り消すことができる（第4条）。また、消費者の利益を一方的に害する契約条項を無効とする（第8条）ことで、消費者利益の擁護が図られている。

割賦販売法（昭和36年法律第159号）では、割賦販売に係る取引の公正の確保や、購入者の受ける損害の防止等のために必要な措置を定めている。取引形態としては、割賦販売（自社割賦）、ローン提携販売、信用購入あっせんが同法の適用を受けることとされており、信用購入あっせんはさらに、個別クレジット（個別信用購入あっせん）とクレジットカード（包括信用購入あっせん）に分けて、規制が設けられている。

割賦販売法は、特に個別クレジット契約を利用した悪質商法による消費者被害の増加を背景に、平成20年に消費者保護に向けた改正が行われた。改正の主な内容は以下のとおりである。

(ア) 個別クレジット業者を登録制とし、行政の監督規定を導入（第35条の3の23ほか）。

(イ) 個別クレジット業者に、特定商取引5類型（訪問販売、電話勧誘販売、連鎖販売取引、特定継続的役務提供、業務提供誘引販売取引）の取引を行う加盟店（以下「特商法加盟店」という。）の行為について調査することを義務付け（第35条の3の5）（表1-1参照）、不適正な勧誘があれば消費者へ与信することを禁止する（第35条の3の7）。

(ウ) 訪問販売等による売買契約が取り消された場合、個別クレジットも解約し、消費者が既に支払ったお金の返還も請求可能とする。

表 1 - 1 割賦販売法における特商法加盟店の勧誘行為に関する調査

種類	時期	対象者	調査項目等
加盟店 契約時調査	特定商取引類型を行っている販売業者等と、新規に加盟店契約を締結しようとする場合	販売業者等	特定商取引の種類、販売店の名称・住所等、商品役務の内容、営業実態・信用状況、特商法処分歴、苦情処理体制等を調査
与信契約時調査	消費者と、特定商取引類型に係る個別クレジット契約を締結しようとする場合	消費者	役務・商品の内容等に関する虚偽説明・断定的説明・付帯条件等による申込者の誤認の有無、その他特商法・消費者契約法違反行為の有無等を電話等により調査
苦情対応調査	1) 消費者からの加盟店に関する苦情が、特商法の禁止行為等に該当する恐れがある場合 2) 特商法加盟店に関する消費者からの苦情件数の発生割合が、類似の他の販売業者等に比べて多い場合等	特商法加盟店 又は 消費者	苦情の内容に応じて、上記の項目について調査

(注) 平成22年5月経済産業省商務流通グループ取引信用課作成公表資料「割賦販売法(後払い)」より、当委員会において作成した。

## イ 表示・広告

不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号。以下「景表法」という。)では、商品及び役務に関する不当な表示等により顧客を誘引することを防止するため、一般消費者に対する表示等について制限を設けており(第1条)、実際のものに比べて内容や価格が著しく優良・有利であること又消費者に誤認されるおそれがある表示等が禁止されている(第4条)。また、表示とは顧客を誘引するための手段として事業者が自己の供給する商品又は役務の取引に関する事項について行う広告その他の表示であって、商品の包装、チラシ、看板、新聞広告、インターネットのホームページ等によるものも含まれるとされている。

## ウ 許可・資格

建設業法（昭和24年法律第100号）では、建設業を営もうとする者は、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならないが、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負う業者はこの限りでない（第3条）とされている。

なお、政令が定める軽微な工事とは建設業法施行令（昭和31年政令第273号）にて、延べ面積が150平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事で請負金額が500万円に満たない工事とする（第1条の2）と定められているため、住宅用太陽光発電システムの屋根への取り付け工事について、法律上の許可は特段必要とされないことが多い。

電気事業法（昭和39年法律第170号）では、50kW未満の太陽光発電システムは「一般用電気工作物」と定義されている（第38条第2項、同法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第48条）。

また、電気工事士法（昭和35年法律第139号）では第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業に従事してはならないとされている（第3条第2項）ため、住宅用太陽光発電システムの設置を行う際の電気工事については、第一種又は第二種電気工事士資格が必要である<sup>5</sup>。

## （4）法執行

### ア 販売方法

特商法の訪問販売における禁止行為（不実告知、迷惑勧誘等）や氏名・勧誘目的の明示義務に違反する行為により消費者の利益が害されるおそれがあると認められた場合、主務大臣<sup>6</sup>は販売業者に指示処分を行うことができる（第7条）とされている。また、同様の行為により消費者の利益が著しく害されると認められた場合、又は上記指示処分に従わなかった場合、主務大臣は販売業者に業務停止を命ずることができる（第8条）とされている。

<sup>5</sup> なお、電気事業法では、50kW以上の発電設備等、一定以上の規模の電気設備は「自家用電気工作物」とされ（第38条第1項）、その工事を行うにあたっては第一種電気工事士資格が必要となる（電気工事士法第3条第1項）。しかし、補助金の対象が10kW未満であり、かつ前記1（2）カのとおり、住宅用太陽光発電システムの平均的な設置規模は4kWとされているため、一般的な住宅用太陽光発電システムの設置にあたっては、第一種電気工事士の資格までは必要でないことが多いと考えられる。

<sup>6</sup> 都道府県内における事業者等の業務に係る指示処分、業務停止命令については、原則として当該都道府県知事が行うこととされている（特商法第68条、特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）第19条第1項）。



なお、この法律を施行するために必要があると認めるとき、主務大臣は販売業者へ報告徴収や立入検査を行うことができる（第66条）とされている。

消費者契約法における消費契約の申込み又はその承諾の意思表示の取り消しが認められている行為を事業者が行っている又は行うおそれがある場合、適格消費者団体は事業者に対し是正の指示又は教唆の停止その他の当該行為の停止又は予防に必要な措置をとることを請求することができる（第12条）とされている。

割賦販売法における個別クレジット業者の調査義務に違反した場合、経済産業大臣<sup>7</sup>は個別クレジット業者に対し改善命令（第35条3の21）、登録取消・業務停止（第35条3の32）を命ずることができる（第35条3の32）とされている。

なお、この法律の施行に必要な限度において主務大臣<sup>7</sup>は個別クレジット業者及びその加盟店に対し、報告徴収（第40条）、立入検査（第41条）を行うことができるとされている。

## イ 表示・広告

景表法における違反行為（消費者に誤認されるおそれのある表示など）があった場合、内閣総理大臣は事業者に対しその行為の差止めもしくは再発防止のための事項を命じる（第6条）ことができる（第6条）とされている。また、都道府県知事は同様の違反があった場合事業者に対し、その行為の取りやめもしくは再発防止のための事項を指示する（第7条）ことができる（第7条）とされている。

## ウ 許可・資格

電気工事士の資格を有していない者が電気工事に従事した場合、3か月以下の懲役又は3万円以下の罰金（第14条）が処せられるとされている。

---

<sup>7</sup> 特商法加盟店の勧誘行為の調査義務に係る個別クレジット業者等への以下の処分等は、原則として、加盟店が当該契約の申込み又は勧誘を行う場所を含む区域を管轄する都道府県が行うこととされている。（割賦販売法第47条、割賦販売法施行令（昭和36年政令第341号）第33条第1項）

- （ ）特商法加盟店の勧誘に係る調査義務違反、又は不適正な勧誘があった場合の与信の禁止義務違反があった場合の、個別クレジット業者に対する改善命令
- （ ）上記改善命令に違反した場合の業務停止命令
- （ ）上記改善命令・業務停止命令のための、個別クレジット業者若しくはその加盟店に対する報告徴収、立入検査

## 2 行政における対応と取り組むべき課題

### (1) 行政における対応

#### ア 消費者庁

消費者庁では、「太陽光発電装置等の販売に係る消費者トラブルへの対応について」（平成21年10月7日発表）において、以下の対応を行うこととした。

- (ア) 販売業者や太陽光発電装置導入の支援措置を所管する経済産業省に対し被害の未然防止を図るための取組についての協力を要請
- (イ) 補助金等の太陽光発電装置導入の支援措置につき正確な情報を周知するため、経済産業省と協力しつつ、全国の消費生活センター等への情報提供を実施
- (ウ) 引き続き本分野の相談状況を注視し、必要に応じ特商法による調査を実施

消費者庁では、上記（ア）に係る取組みとして、同日付けで、経済産業省に対し、「太陽光発電装置等の販売に係る消費者トラブルへの対応について」（消政調第4号 消取物第66号）を発出し、以下の取組を行うよう要請した。

- ・ 太陽光発電装置等の取引の現状把握のための調査、ヒアリング等を実施し、関係団体等への必要な改善措置等を行うこと
- ・ 太陽光発電装置等に係る関係団体等に相談窓口を設置すること
- ・ 個別クレジット等について、クレジット事業者・関係団体に対して現状把握、必要な要請を実施すること
- ・ 必要に応じて、特商法に係る取組と連携しつつ、割賦販売法による調査等を実施すること

また、上記（イ）に係る取組として、経済産業省と連名で、全国の消費生活センター等へ、支援措置に関するパンフレットの送付に併せて、支援措置や業界団体による取組について周知している。

さらに、上記（ウ）に係る取組として、太陽光発電装置の販売業者については、後述のとおり、行政処分を行った実績はないものの、太陽光発電装置に似たシステムである太陽熱温水器を販売する業者に対しては、平成23年度に行政処分を1件行っている。

そのほかの取組として、太陽光発電システムの販売業者が配布したチラシにおいて、余剰電力量ではなく全発電量が買い取られることを前提とし

て計算した利益、利回り、回収期間を表示したことが、景表法における有利誤認表示（第4条第1項第2号）に該当するとして、平成23年7月に行政処分が行われている。

## イ 経済産業省

経済産業省では、上記消費者庁からの要請を踏まえ、「太陽光発電装置に関する消費者保護の取り組みについて」（平成21年10月8日）において、以下の取組を実施することとした。

- （ア）太陽光発電に関する関係団体との連携
- （イ）太陽光発電の普及促進制度の周知徹底
- （ウ）割賦販売に関する対応

上記（ア）に係る取組として、一般社団法人太陽光発電協会と連携を図り、太陽光発電システムに関する消費者からの幅広い質問や苦情に対応するため、「太陽光発電消費者相談センター」を開設した。また、協会会員に対し、悪質商法に関する注意喚起と、特商法の法令遵守を内容とした研修会の実施を要請した。さらに、自主的な規制に係る取組みとして、「販売時の注意事項」「表示に関する業界自主ルール」等の自主基準を作成した。

また、施工品質の向上を目的として、平成24年度以降、一般住宅等への太陽光発電システムの設置・保守に関して一定水準以上の技能、専門知識を持った良質な施工士を「PV施工士<sup>8</sup>」として位置づける「PV施工士認定制度」を実施することについて検討している。

また、上記（イ）に係る取組として、全国10か所での「ソーラータウンミーティング」において、普及促進制度の詳細説明に加えて、悪質商法への警戒についても呼びかける等の取組を実施した。

また、その後も継続的に、新聞、テレビ、インターネット等各メディアを通じた広報活動を行っている他、再生エネルギー固定価格買取制度の実施に先立ち、平成24年2月27日よりコールセンターを設置し、問合せ体制を強化している。

さらに、上記（ウ）に係る取組として、社団法人日本クレジット協会を通じて、平成21年10月28日から、個品割賦購入あっせん<sup>9</sup>を行っている同協会会員のクレジット事業者に対して、太陽光発電システムを取り扱う加

<sup>8</sup> Photo Voltaic（太陽電池の意）の略。

<sup>9</sup> 平成20年の割賦販売法改正により、個別信用購入あっせんとして定義された。

盟店に関する消費者からの相談状況について実態調査を行った。協会会員の個品割賦購入あっせん業者155社中、153社から回答を得たところ、主な調査結果は以下のとおりであった<sup>10</sup>。

- ( ) 太陽光発電装置等を取り扱っている事業者を加盟店にしているクレジット業者は22社、そのうち7社が消費者からの苦情を受けており、苦情の状況としては、販売形態は訪問販売、原因は勧誘行為に起因するものが最も多い。
- ( ) 主な苦情は、「売電により光熱費が大幅に安くなるといわれたが、説明ほど安くはならなかった」「補助金が出ると言われて契約したが、補助金が出ない」等。

## (2) 取り組むべき課題

### ア 法執行等の強化

#### (ア) 特商法の執行の強化

前記図1-8、図1-9のとおり、住宅用太陽光発電システムの販売等に関する相談は、契約購入形態の約7割が訪問販売であり、内容別分類では「契約・解約」「販売方法」についての相談が多く寄せられている。

また、これらの具体的な相談事例としては、「補助金があるので自己資金は一切かからない」「売電によって機器代が賄える」「パワーコンディショナは永久的に使える、買い替えの必要はない」といった不実告知や「4時間も勧誘され仕方なく契約してしまったが、やはり解約したい」といった迷惑勧誘の疑いのあるものがみられたところである。

住宅用太陽光発電システムは、住宅の屋根の方角や形状等により発電量が大きく影響を受ける特性があることから、消費者の住宅を訪問した上で状況を確認することのできる訪問販売が主な販売方法となっていると考えられる。

前記1(3)のとおり、特商法では、消費者庁及び都道府県知事は、上記のような訪問販売における不実告知や迷惑勧誘を行った事業者に対

<sup>10</sup> その他の結果として、太陽光発電装置等を取り扱っている加盟店は、訪問販売、店頭販売を合わせて延べ13,669店(平成21年9月末現在)、平成20年度のクレジットの取扱状況は、訪問販売で26,009件、770億2,746万円(平成21年度上期は19,944件、562億9,504万円)、苦情件数は、平成20年度は訪問販売が384件、店頭販売が6件、平成21年度上期は訪問販売が160件、店頭販売が3件(複数回答)、支払停止の抗弁は、平成20年度訪問販売で359件、店頭販売で3件、平成21年度上期訪問販売で153件、店頭販売で3件、等とされている。

し、指示（第7条）又は業務停止命令（第8条）といった行政処分を行うことができるとしているほか、禁止行為規定（第6条）や行政処分への違反行為については罰則が適用される。また、訪問販売における民事ルールとして、8日間以内のクーリングオフ（第9条）、事業者による不実告知又は故意の事実不告知により消費者が誤認した場合の取消（第9条の3）を定めている。

上記消費者からの相談内容をみると、住宅用太陽光発電システムの販売に関する消費者トラブルの多くは、これら特商法の枠組みを活用することで消費者被害の回復及び被害の防止を図ることができるものと考えられる。

しかし、消費者庁では、これまで住宅用太陽光発電システムの販売業者<sup>11</sup>に対しては、特商法に基づく行政処分は行っていない。

全国の消費生活センターにおいて、クーリングオフ等の民事ルールを活用することで消費者被害の回復を図る取組みは現在でも行われていると考えられるが、それと同時に、被害の発生を未然に防止する観点から、消費者庁においては、消費者から寄せられる相談等を十分注視し、販売等において不適切な勧誘を行う事業者に対し、特商法による行政処分等を厳格に行うことが必要である。

また、前記図1-6のとおり、住宅用太陽光発電システムの販売等に関する相談の契約当事者の居住地域をみると、首都圏、東海地方、近畿地方といった大都市圏において多く寄せられているが、山陽地方、九州地方も比較的多くの相談が寄せられており、広く全国で相談が寄せられている。

相談件数は、基本的にその地域の人口に比例するものと考えられるが、住宅用太陽光発電システムに関しては、その地域の日照量、晴天率、積雪量、気温等といった気候条件や、地域ごとの戸建率、持ち家率等といった住宅事情の他、自治体ごとに実施する補助金<sup>12</sup>等の導入支援施策の状況によっても、相談件数が大きく左右される特徴があると考えられる。

---

<sup>11</sup> 太陽熱温水器（太陽の熱を直接利用して水を温める装置。半導体を用いて発電する太陽光発電システムとは原理的に異なる。）を販売する業者は含まない。

<sup>12</sup> 経済産業省が実施する補助金制度の他にも、都道府県及び市区町村ごとに、それぞれが独立した補助金制度を実施している場合がある。交付条件や交付額、申請受付期間等は行政機関ごとに異なるが、条件を満たせば、それぞれの行政機関から重複して交付を受けることも可能である。なお、平成23年12月16日現在、全国で875の都道府県、市区町村が補助金制度を実施している（一般社団法人太陽光発電協会調べ）。

また、上記のような特徴から、悪質勧誘の形態や、相談のパターンも地域ごとに異なってくると考えられるため、各都道府県においても、各地域の実情や被害状況に応じて、きめ細かく対応していくことが必要である。

当委員会が都道府県に対し行った調査においては、今後の住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者トラブルの増加を懸念しており、悪質なケースについては厳正に対処する等、具体的な対策を考える必要がある、との意見が聞かれた。

なお、都道府県における特商法に基づく行政処分の実施状況をみると、北海道（平成21年度）、栃木県（22年度）、和歌山県（23年度）では行われているものの、なお低調にとどまっている。

これらの現状を踏まえ、消費者庁においては、都道府県に対し、違反の事実が認められる場合には、特商法による行政処分等を厳格に行うよう、要請することが必要である。

#### （イ）景表法の執行の強化

住宅用太陽光発電システムは、国、都道府県、市区町村がそれぞれ実施する補助金制度により設置に係る費用について助成が受けられることや、余剰電力買取制度により余剰電力量に応じた収入が得られることで設置に係る費用が回収できることなど、支援制度による経済上の利点がある。また、気候条件や屋根の構造等によって発電量が左右されることや、品質を確保するために適正な設置工事が必要であることなどの、システム上の特徴もある。そのような利点や特徴を含めて、住宅用太陽光発電システムは、消費者にとって決して分かりやすいものではない。このため、実情に比べて不当な表示をしている場合において、他の商品・サービスに比べて、消費者にとって一層誤解を生じるおそれがある。

このため、消費者庁は、不適切な広告を行う事業者に対し、違反の事実が認められる場合には、景表法による行政処分等を厳格に行うことが必要である。

なお、都道府県においても、上記と同様の観点から、景表法の法執行に係る取組を強化する必要がある。

このため、消費者庁は、都道府県に対し、違反の事実が認められる場合には、景表法による行政処分等を厳格に行うよう、要請することが必要である。

### (ウ) 割賦販売法の厳格な運用

前記図 1 - 9 のとおり、住宅用太陽光発電システムの販売等に関する相談の支払方法をみると、個別クレジット（個別信用購入あっせん）によるものが、およそ 7 割を占めた。また、前記図 1 - 10 のとおり、相談事案の最多価格帯は 200 万円台から 300 万円台であった。

住宅用太陽光発電システムの設置に係る費用は、平成 6 年当時の平均システム単価 200 万円/kW と比較すると、22 年現在で約 3 割程度の 56.6 万円/kW まで低下しているが（図 1 - 3 参照）、前記 1（2）カのとおり、平均的な設置費用は 226.4 万円と現在でも比較的高額と考えられる。そのため、現金やクレジットカード（包括信用購入あっせん）による支払いが困難であるとみられることから、個別クレジットが主な支払方法になっているものと推察される。

個別クレジットが多いということは、消費者に資金を供給するクレジット業者がその加盟店の販売方法を精査し、厳格な加盟店管理を通じて悪質業者を排除していく等の働きかけが有効であることを意味する。

前記 1（2）のとおり、割賦販売法においては、平成 20 年改正により、悪質商法を助長する与信の防止策として、個別クレジット業者を登録制とし、行政による監督規定が導入された。また、個別クレジット業者に対し訪問販売を含めた特定商取引 5 類型の販売等を行う加盟店の勧誘行為等に対する調査を義務づけ、不適切な勧誘があれば消費者へ与信することを禁止する等の加盟店管理の強化が行われた。

消費者委員会における経済産業省へのヒアリングにおいても、経済産業省から、改正による効果について、「平成 20 年の割賦販売法の改正は、住宅用太陽光発電システムに係る消費者トラブルを念頭に置いた改正というわけではなかったが、加盟店管理の厳格化により、個別クレジットによる住宅用太陽光発電システムのトラブルも減少したのではないか」<sup>13</sup>と評価する旨の意見があった。また、当委員会が独立行政法人国民生活センター及び都道府県に対し行った調査においても、同旨の意見が聞かれたところである。

<sup>13</sup> この他、以下の説明があった。

・PIO-NET における個別クレジット（住宅用太陽光発電システムの販売に限らない）に関する相談件数は、平成 18 年度と平成 22 年度を比較すると、約 66% 減少した。

・社団法人日本クレジット協会が平成 21 年に行った実態調査では、太陽光発電装置を取り扱う事業者を加盟店にしているクレジット業者が 153 社中 22 社あったが、このうち現在も太陽光発電装置を取り扱っている事業者を加盟店にしているクレジット業者は、13 社まで減少しており、トラブルも減少しているものと思料される。

このため、経済産業省においては、引き続き、個別クレジット業者への指導監督を通じて、悪質な事業者が排除できるよう、割賦販売法の厳格な運用に努めクレジット業者の厳格な加盟店管理を推し進めることが必要である。

#### イ 業界団体を通じた販売方法の適正化、品質の向上のための取組

消費者に対し悪質な勧誘行為を行う業者の存在は、悪質勧誘を受けた消費者からみると、自身への不利益をもたらすものであると同時に、太陽光発電システムの業界全体に対する信頼を損なわせるものであり、市場の健全な発展を阻害するものである。

このため、住宅用太陽光発電システムに対する消費者の信頼性を確保するために、メーカー、販売店、業界団体等から、上記のような悪質な業者を排除し、販売品質を確保する取組を推し進めることが必要である。さらに、住宅用太陽光発電システムは、他の家電製品とは異なり、適切な施工による設置やメンテナンスを要する特徴があることから、消費者からの信頼確保の観点からは、施工品質等の確保についてもまた、業界団体による自主的な取組が重要である。

上記の取組として、前記2(1)のとおり、一般社団法人太陽光発電協会においては、同協会事務局内に「太陽光発電消費者相談センター」を設置し、消費者からの問い合わせ等について対応し、あわせて、関係機関・団体等と情報共有・交換を行っている。

また、販売品質の確保に係る取組として、一般社団法人太陽光発電協会は、会員企業等に対して、注意喚起と、法令順守を内容とする研修会の実施の要請を行っている。さらに、同協会内の組織である太陽光発電普及拡大センターにおいて、説明会の際に販売店や消費者に向けて、特商法の法令遵守や悪質商法に対する注意喚起を行っている。

加えて、自主的な取り組みとして、一般社団法人太陽光発電協会は、住宅用太陽光発電システムを販売促進するための印刷物、製品の表示機能、新聞、テレビ、雑誌等向けに発信する情報を対象とした、「表示に関する業界自主ルール」、消費者に伝えるべき事項、契約の差止めの対象となる行為や契約条項をまとめた「太陽光発電システム販売時の注意事項」、消費者との契約時における消費者自身によるチェック項目を記載した「契約時の確認書」を作成している。

また、住宅用太陽光発電システムは、システム上の特徴として、品質を確保するために適切な施工等を行うことが必要であるが、住宅用太陽光発



電システムの設置において、現在は電気工事士資格以外の法律上の許可・資格は必要とされていない。このため、施工品質等の確保のために、住宅用太陽光発電システムの設置に必要な技能、専門知識を持った施工士の育成等が課題となっており、前記2(1)イのとおり、平成24年度から、一般社団法人太陽光発電協会は、「PV施工士認定制度」の開始を予定している。なお、制度発足に際して、早くも、PV施工士認定に係る詐欺的勧誘を行う事業者が出てきており、このような動きに対しても十分留意する必要がある。

これらの業界団体による自主的な取組は、販売品質・施工品質・メンテナンス品質等の確保を通じて消費者被害の未然防止を図るという観点から大いに評価できるものである。今後、住宅用太陽光発電システムの普及が高まる中、悪質業者の参入の可能性が高まることから、被害の実情を把握し、自主的な取り組みの実効性を高めることが重要である。

例えば、消費者から寄せられる相談内容について、きめ細かく把握・分析し、それを関係機関・団体等と情報共有・交換を図るとともに、時宜に即した注意喚起や研修を行い、「販売時の注意事項」「表示に関する業界自主ルール」「契約時の確認書」等について不断の見直しを行うことが考えられる。

以上を踏まえ、経済産業省においては、一般社団法人太陽光発電協会等に対して、消費者から相談窓口寄せられた相談内容等を踏まえながら、現在行っている取組について見直しを行い、販売品質、施工品質、メンテナンス品質等を確保するような仕組みを検討するなど、悪質な事業者の排除に向けた自主的な取組を要請することが必要である。

#### ウ 支援制度等に関する分かりやすい情報の提供

消費生活センターに寄せられた相談内容をみると、1(2)ウのとおり、余剰電力買取制度や補助金制度といった支援制度について、事業者から不実告知や、不正確な説明が行われたこと等によりトラブルとなっている事例がみられるが、これらの相談は、消費者が事前に正確な情報を持っていたり、十分な情報が周知されていたならば、防止できたと思われる。消費者へ十分な情報提供を行うことは、消費者トラブルを招かないための基本的な環境整備として、重要な取組みである。

これら支援制度の情報提供に係る取組みとして、経済産業省では、リーフレットの作成・配布や、各種広告媒体における広告掲載といった広報活

動を行っている他、自身のウェブサイトで、全国の都道府県及び市区町村で実施しているものも含めた補助金についての検索システムを提供している。また、一般社団法人太陽光発電協会では、自身のウェブサイトで、経済産業省からの委託を受け実施している補助金制度についての情報提供や、全国の地方公共団体が実施している補助金を県単位でまとめた一覧表を掲載している。また、消費者や事業者向けに説明会を実施する等の取組を行っている。

現在でも、上記のように、経済産業省のウェブサイトや一般社団法人太陽光発電協会等の取組を通じ、情報提供を行っているが、消費者の目線から、求められている情報が、十分に分かりやすく周知されるよう、常に見直しを行い、きめ細かな情報提供が行われるよう検討を行うことが必要である。

例えば、補助金制度については、国、都道府県、市区町村と3つの行政機関から交付されており、それぞれが独立した制度となっているため、居住地域によって補助金として受けられる額や申請受付の時期等が異なっている。消費者にとって、自分が一体どのぐらいの補助金が交付されるのかは重要な問題である。

経済産業省のウェブサイトにおいても、設置する太陽光電池の容積、所在の都道府県及び市区町村を入力することで、行政からの補助金額を検索できるが、分かりやすい情報提供という面では、ウェブサイト上において検索するための入口が見つげにくいという問題がある。

また、消費者にとって必要な情報は支援制度に対する情報だけではない。住宅用太陽光発電システムは、屋根の向きや気候等、個々の地域や住宅により発電量が大きく左右され、消費者にとって事前に発電量を正確に見積もることが困難である。このため、消費者は、販売業者による発電量の見積もりに対して、消費者独自でその妥当性について確認を行いにくい状況におかれているが、理想的には、消費者は、販売業者に頼ることなく、契約前に、実際の発電量に関して正確な情報を得たり、あるいは、販売業者の見積もりに関する評価が行えることが重要であろう。そのようなことを実現できるようなきめ細かな情報提供のあり方を検討する必要がある。

分かりやすい情報の提供は、消費者トラブルを招かないための基本的な環境整備である。

このため、経済産業省は、余剰電力買取制度や補助金等の支援制度を含め、消費者に分かりやすさに資する観点から情報提供のあり方につい

て見直しを行い、きめ細かな情報提供の実施に向けた検討を行うことが必要である。



# 参 考 資 料

## ( 関 係 法 令 )

- 1 . 特定商取引に関する法律
- 2 . 特定商取引に関する法律施行令
- 3 . 消費者契約法
- 4 . 割賦販売法
- 5 . 割賦販売法施行規則
- 6 . 不当景品類及び不当表示防止法
- 7 . 建設業法
- 8 . 建設業法施行令
- 9 . 電気事業法
- 10 . 電気事業法施行規則
- 11 . 電気工事士法

## 1. 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）（抜粋）

（定義）

第二条 この章及び第五十八条の四第一項において「訪問販売」とは、次に掲げるものをいう。

一 販売業者又は役務の提供の事業を営む者（以下「役務提供事業者」という。）が営業所、代理店その他の主務省令で定める場所（以下「営業所等」という。）以外の場所において、売買契約の申込みを受け、若しくは売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は役務を有償で提供する契約（以下「役務提供契約」という。）の申込みを受け、若しくは役務提供契約を締結して行う役務の提供

二 販売業者又は役務提供事業者が、営業所等において、営業所等以外の場所において呼び止めて営業所等に同行させた者その他政令で定める方法により誘引した者（以下「特定顧客」という。）から売買契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と売買契約を締結して行う商品若しくは指定権利の販売又は特定顧客から役務提供契約の申込みを受け、若しくは特定顧客と役務提供契約を締結して行う役務の提供

2～4 （略）

（訪問販売における氏名等の明示）

第三条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立つて、その相手方に対し、販売業者又は役務提供事業者の氏名又は名称、売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をする目的である旨及び当該勧誘に係る商品若しくは権利又は役務の種類を明らかにしなければならない。

（契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘の禁止等）

第三条の二 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売をしようとするときは、その相手方に対し、勧誘を受ける意思があることを確認するよう努めなければならない。

2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約を締結しない旨の意思を表示した者に対し、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。

（訪問販売における書面の交付）

第四条 販売業者又は役務提供事業者は、営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたとき又は営業所等において特定顧客から商品若しくは指定権利につき売買契約の申込みを受け、若しくは役務につき役務提供契約の申込みを受けたときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、次の事項についてその申込みの内容を記載した書面をその申込みをした者に交付しなければならない。ただし、その申込みを受けた際その売買契約又は役務提供契約を締結した場合においては、この限りでない。

一 商品若しくは権利又は役務の種類

二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 第九条第一項の規定による売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又は売買契

約若しくは役務提供契約の解除に関する事項（同条第二項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六 前各号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

第五条 販売業者又は役務提供事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、次項に規定する場合を除き、遅滞なく（前条ただし書に規定する場合に該当するときは、直ちに）、主務省令で定めるところにより、同条各号の事項（同条第五号の事項については、売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項に限る。）についてその売買契約又は役務提供契約の内容を明らかにする書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

一 営業所等以外の場所において、商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき（営業所等において特定顧客以外の顧客から申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結したときを除く。）。

二 営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利又は役務につき売買契約又は役務提供契約の申込みを受け、営業所等においてその売買契約又は役務提供契約を締結したとき。

三 営業所等において、特定顧客と商品若しくは指定権利につき売買契約を締結したとき又は役務につき役務提供契約を締結したとき。

2 販売業者又は役務提供事業者は、前項各号のいずれかに該当する場合において、その売買契約又は役務提供契約を締結した際に、商品を引き渡し、若しくは指定権利を移転し、又は役務を提供し、かつ、商品若しくは指定権利の代金又は役務の対価の全部を受領したときは、直ちに、主務省令で定めるところにより、前条第一号及び第二号の事項並びに同条第五号の事項のうち売買契約又は役務提供契約の解除に関する事項その他主務省令で定める事項を記載した書面を購入者又は役務の提供を受ける者に交付しなければならない。

（禁止行為）

第六条 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、次の事項につき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

一 商品の種類及びその性能若しくは品質又は権利若しくは役務の種類及びこれらの内容その他これらに類するものとして主務省令で定める事項

二 商品若しくは権利の販売価格又は役務の対価

三 商品若しくは権利の代金又は役務の対価の支払の時期及び方法

四 商品の引渡時期若しくは権利の移転時期又は役務の提供時期

五 当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込みの撤回又は当該売買契約若しくは当該役務提供契約の解除に関する事項（第九条第一項から第七項までの規定に関する事項（第二十六条第三項又は第四項の規定の適用がある場合にあつては、同条第三項又は第四項の規定に関する事項を含む。）を含む。）

六 顧客が当該売買契約又は当該役務提供契約の締結を必要とする事情に関する事項

七 前各号に掲げるもののほか、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつ

て、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの

2 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、前項第一号から第五号までに掲げる事項につき、故意に事実を告げない行為をしてはならない。

3 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約を締結させ、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、人を威迫して困惑させてはならない。

4 販売業者又は役務提供事業者は、訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするためのものであることを告げずに営業所等以外の場所において呼び止めて同行させることその他政令で定める方法により誘引した者に対し、公衆の出入りする場所以外の場所において、当該売買契約又は当該役務提供契約の締結について勧誘をしてはならない。（訪問販売における氏名等の明示）

（指示）

第七条 主務大臣は、販売業者又は役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し、又は次に掲げる行為をした場合において、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益が害されるおそれがあると認めるときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、必要な措置をとるべきことを指示することができる。

一 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約に基づく債務又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させること。

二 訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の締結について勧誘をするに際し、又は訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、当該売買契約又は当該役務提供契約に関する事項であつて、顧客又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（第六条第一項第一号から第五号までに掲げるものを除く。）につき、故意に事実を告げないこと。

三 正当な理由がないのに訪問販売に係る売買契約であつて日常生活において通常必要とされる分量を著しく超える商品の売買契約の締結について勧誘することその他顧客の財産の状況に照らし不相当と認められる行為として主務省令で定めるもの

四 前三号に掲げるもののほか、訪問販売に関する行為であつて、訪問販売に係る取引の公正及び購入者又は役務の提供を受ける者の利益を害するおそれがあるものとして主務省令で定めるもの

（業務の停止等）

第八条 主務大臣は、販売業者若しくは役務提供事業者が第三条、第三条の二第二項若しくは第四条から第六条までの規定に違反し若しくは前条各号に掲げる行為をした場合において訪問販売に係る取引の公正及び購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益が著しく害されるおそれがあると認めるとき、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条の規定による指示に従わないときは、その販売業者又は役務提供事業者に対し、一年以内の期間を限り、訪問販売に関する業務の全部又は一部を停止すべきことを命ずることができる。



2 主務大臣は、前項の規定による命令をしたときは、その旨を公表しなければならない。

(訪問販売における契約の申込みの撤回等)

第九条 販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客から商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約の申込みを受けた場合におけるその申込みをした者又は販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等以外の場所において商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合(営業所等において申込みを受け、営業所等以外の場所において売買契約又は役務提供契約を締結した場合を除く。)若しくは販売業者若しくは役務提供事業者が営業所等において特定顧客と商品若しくは指定権利若しくは役務につき売買契約若しくは役務提供契約を締結した場合におけるその購入者若しくは役務の提供を受ける者(以下この条から第九条の三までにおいて「申込者等」という。)は、書面によりその売買契約若しくは役務提供契約の申込みの撤回又はその売買契約若しくは役務提供契約の解除(以下この条において「申込みの撤回等」という。)を行うことができる。ただし、申込者等が第五条の書面を受領した日(その日前に第四条の書面を受領した場合にあつては、その書面を受領した日)から起算して八日を経過した場合(申込者等が、販売業者若しくは役務提供事業者が第六条第一項の規定に違反して申込みの撤回等に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより当該告げられた内容が事実であるとの誤認をし、又は販売業者若しくは役務提供事業者が同条第三項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによつて当該期間を経過するまでに申込みの撤回等を行わなかつた場合には、当該申込者等が、当該販売業者又は当該役務提供事業者が主務省令で定めるところにより当該売買契約又は当該役務提供契約の申込みの撤回等を行うことができる旨を記載して交付した書面を受領した日から起算して八日を経過した場合)においては、この限りでない。

2 申込みの撤回等は、当該申込みの撤回等に係る書面を発した時に、その効力を生ずる。

3 申込みの撤回等があつた場合においては、販売業者又は役務提供事業者は、その申込みの撤回等に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

4 申込みの撤回等があつた場合において、その売買契約に係る商品の引渡し又は権利の移転が既にされているときは、その引取り又は返還に要する費用は、販売業者の負担とする。

5 販売業者又は役務提供事業者は、商品若しくは指定権利の売買契約又は役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合には、既に当該売買契約に基づき引き渡された商品が使用され若しくは当該権利の行使により施設が利用され若しくは役務が提供され又は当該役務提供契約に基づき役務が提供されたときにおいても、申込者等に対し、当該商品の使用により得られた利益若しくは当該権利の行使により得られた利益に相当する金銭又は当該役務提供契約に係る役務の対価その他の金銭の支払を請求することができない。

6 役務提供事業者は、役務提供契約につき申込みの撤回等があつた場合において、当該役務提供契約に関連して金銭を受領しているときは、申込者等に対し、速やかに、これを返還しなければならない。

7 役務提供契約又は指定権利の売買契約の申込者等は、その役務提供契約又は売買契約につき申込みの撤回等を行つた場合において、当該役務提供契約又は当該指定権利に係る役務の提供に伴い申込者等の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当該役務

提供事業者又は当該指定権利の販売業者に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができる。

8 前各項の規定に反する特約で申込者等に不利なものは、無効とする。

(訪問販売における契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し)

第九条の三 申込者等は、販売業者又は役務提供事業者が訪問販売に係る売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘をするに際し次の各号に掲げる行為をしたことにより、当該各号に定める誤認をし、それによつて当該売買契約若しくは当該役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 第六条第一項の規定に違反して不実のことを告げる行為 当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 第六条第二項の規定に違反して故意に事実を告げない行為 当該事実が存在しないとの誤認

2 前項の規定による訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもつて善意の第三者に対抗することができない。

3 第一項の規定は、同項に規定する訪問販売に係る売買契約若しくは役務提供契約の申込み又はその承諾の意思表示に対する民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十六条の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

4 第一項の規定による取消権は、追認をすることができる時から六月間行わないときは、時効によつて消滅する。当該売買契約又は当該役務提供契約の締結の時から五年を経過したときも、同様とする。

(都道府県が処理する事務)

第六十八条 この法律に規定する主務大臣の権限に属する事務の一部は、政令で定めるところにより、都道府県知事が行うこととすることができる。

## 2. 特定商取引に関する法律施行令（昭和51年政令第295号）（抜粋）

(勧誘目的を告げない誘引方法)

第三条の二 法第六条第四項、第三十四条第四項及び第五十二条第三項の政令で定める方法は、電話、郵便、信書便、電報、ファクシミリ装置を用いて送信する方法若しくは電磁的方法により、若しくはビラ若しくはパンフレットを配布し若しくは拡声器で住居の外から呼び掛けることにより、又は住居を訪問して、営業所その他特定の場所への来訪を要請する方法とする。

(申込みの撤回等ができない売買契約等に係る商品の代金等の金額)

第七条 法第二十六条第四項第三号の政令で定める金額は、三千元とする。

(都道府県が処理する事務)

第十九条 法第七条、第八条、第三十八条、第三十九条、第四十六条、第四十七条、第五十六条及び第五十七条に規定する主務大臣の権限に属する事務並びにその事務に係る法第六条の二、第三十四条の二、第三十六条の二、第四十三条の二、第四十四条の二、第五十二条の二、第五十四条の二並びに第六十六条第一項から第三項まで（同条第六項において準用する場合を含む。）及び第四項に規定する主務大臣の権限に属する事務で、当該都道府県の区域内における販売業者、役務提供事業者、統括者、勧誘者、一般連鎖販売業者又は業務提供誘引販売業を行う者の業務（連鎖販売取引電子メール広告受託事業者又は業務提供誘引販売取引電子メール広告受託事業者が受託して行うものを含む。）に係るものは、都道府県知事が行うこととする。ただし、二以上の都道府県の区域にわたり訪問販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引若しくは業務提供誘引販売取引の公正及び購入者等の利益が害されるおそれがあり、主務大臣がその事態に適正かつ効率的に対処するため特に必要があると認めるとき、又は都道府県知事から要請があつたときは、主務大臣が自らその事務を行うことを妨げない。

2～8 （略）

### 3. 消費者契約法（平成12年法律第61号）（抜粋）

（消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消し）

第四条 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次の各号に掲げる行為をしたことにより当該各号に定める誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 重要事項について事実と異なることを告げること。当該告げられた内容が事実であるとの誤認

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものに関し、将来におけるその価額、将来において当該消費者が受け取るべき金額その他の将来における変動が不確実な事項につき断定的判断を提供すること。当該提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認

2 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対してある重要事項又は当該重要事項に関連する事項について当該消費者の利益となる旨を告げ、かつ、当該重要事項について当該消費者の不利益となる事実（当該告知により当該事実が存在しないと消費者が通常考えるべきものに限る。）を故意に告げなかったことにより、当該事実が存在しないとの誤認をし、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。ただし、当該事業者が当該消費者に対し当該事実を告げようとしたにもかかわらず、当該消費者がこれを拒んだときは、この限りでない。

3 消費者は、事業者が消費者契約の締結について勧誘をするに際し、当該消費者に対して次に掲げる行為をしたことにより困惑し、それによって当該消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたときは、これを取り消すことができる。

一 当該事業者に対し、当該消費者が、その住居又はその業務を行っている場所から退去すべき旨の意思を示したにもかかわらず、それらの場所から退去しないこと。

二 当該事業者が当該消費者契約の締結について勧誘をしている場所から当該消費者が退去する旨の意思を示したにもかかわらず、その場所から当該消費者を退去させないこと。

4 第一項第一号及び第二項の「重要事項」とは、消費者契約に係る次に掲げる事項であって消費者の当該消費者契約を締結するか否かについての判断に通常影響を及ぼすべきものをいう。

一 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの質、用途その他の内容

二 物品、権利、役務その他の当該消費者契約の目的となるものの対価その他の取引条件

5 第一項から第三項までの規定による消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示の取消しは、これをもって善意の第三者に対抗することができない。

(事業者の損害賠償の責任を免除する条項の無効)

第八条 次に掲げる消費者契約の条項は、無効とする。

一 事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項

二 事業者の債務不履行(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項

三 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の全部を免除する条項

四 消費者契約における事業者の債務の履行に際してされた当該事業者の不法行為(当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限る。)により消費者に生じた損害を賠償する民法の規定による責任の一部を免除する条項

五 消費者契約が有償契約である場合において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるとき(当該消費者契約が請負契約である場合には、当該消費者契約の仕事の目的物に瑕疵があるとき。次項において同じ。)に、当該瑕疵により消費者に生じた損害を賠償する事業者の責任の全部を免除する条項

2 前項第五号に掲げる条項については、次に掲げる場合に該当するときは、同項の規定は、適用しない。

一 当該消費者契約において、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該事業者が瑕疵のない物をもってこれに代える責任又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

二 当該消費者と当該事業者の委託を受けた他の事業者との間の契約又は当該事業者と他の事業者との間の当該消費者のためにする契約で、当該消費者契約の締結に先立って又はこれと同時に締結されたものにおいて、当該消費者契約の目的物に隠れた瑕疵があるときに、当該他の事業者が、当該瑕疵により当該消費者に生じた損害を賠償する責任の全部若しくは一部を負い、瑕疵のない物をもってこれに代える責任を負い、又は当該瑕疵を修補する責任を負うこととされている場合

#### 4. 割賦販売法(昭和36年法律第159号)(抜粋)

(個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査)

第三十五条の三の五 個別信用購入あつせん業者は、次の各号のいずれかに該当する契約(第三十五条の三の七において「特定契約」という。)であつて、個別信用購入あつせんに係る販売の方法により商品若しくは指定権利を販売する契約(以下「個別信用購入あつせん関係販売契約」という。)又は個別信用購入あつせんに係る提供の方法により役務を提供する契約(以下「個別信用購入あつせん関係役務提供契約」という。)に該当するものに係る

個別信用購入あつせん関係受領契約を締結しようとする場合には、その契約の締結に先立つて、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による同条各号のいずれかに該当する行為の有無に関する事項であつて経済産業省令・内閣府令で定める事項を調査しなければならない。

一 特定商取引に関する法律第二条第一項 に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）に係る契約

二～五（略）

2 個別信用購入あつせん業者は、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、前項の規定による調査に関する記録を作成し、これを保存しなければならない。

（個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みの承諾等の禁止）

第三十五条の三の七 個別信用購入あつせん業者は、第三十五条の三の五第一項の規定による調査その他の方法により知つた事項からみて、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売契約又は個別信用購入あつせん関係役務提供契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、次の各号のいずれかに該当する行為をしたと認めるときは、当該勧誘の相手方に対し当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みをし、又は当該勧誘の相手方から受けた当該個別信用購入あつせん関係販売契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約に係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを承諾してはならない。ただし、当該勧誘の相手方が当該個別信用購入あつせん関係販売契約又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供契約の締結を必要とする特別の事情があることを確認した場合その他当該勧誘の相手方の利益の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないと認めるときは、この限りでない。

一 特定商取引に関する法律第六条第一項 から第三項 まで、第二十一条各項、第三十四条第一項から第三項まで、第四十四条各項又は第五十二条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為

二 消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第四条第一項 から第三項 までに規定する行為（同条第二項 に規定する行為にあつては、同項 ただし書の場合に該当するものを除く。）

（業務の運営に関する措置）

第三十五条の三の二十 個別信用購入あつせん業者は、購入者又は役務の提供を受ける者の利益の保護を図るため、経済産業省令・内閣府令で定めるところにより、その個別信用購入あつせんの業務に関して取得した購入者又は役務の提供を受ける者に関する情報の適正な取扱い、その個別信用購入あつせんの業務を第三者に委託する場合における当該業務の適確な遂行、その購入者又は役務の提供を受ける者の知識、経験、財産の状況及び個別信用購入あつせん関係受領契約を締結する目的に照らして適切な業務の実施並びにその購入者又は役務の提供を受ける者からの苦情の適切かつ迅速な処理のために必要な措置を講じなければならない。

（改善命令）

第三十五条の三の二十一 経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五条の三の四本文、第三十五条の三の五、第

第三十五条の三の七本文、第三十五条の三の十第四項、第三十五条の三の十一第六項、前条、第三十五条の三の五十六から第三十五条の三の五十八まで又は第三十五条の三の五十九第一項の規定に違反していると認めるときは、その必要の限度において、当該個別信用購入あつせん業者に対し、個別信用購入あつせんに係る業務の運営を改善するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

2 経済産業大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五条の三の四本文、第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文又は前条の規定に違反している場合において、前項の規定による命令をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

3 内閣総理大臣は、個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五条の三の四本文、第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文又は前条の規定に違反している場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、第一項の規定による命令に関し、必要な意見を述べることができる。

( 個別信用購入あつせん業者の登録 )

第三十五条の三の二十三 個別信用購入あつせんは、経済産業省に備える個別信用購入あつせん業者登録簿に登録を受けた法人(以下「登録個別信用購入あつせん業者」という。)でなければ、業として営んではならない。ただし、第三十五条の三の六十第二項第四号の団体については、この限りでない。

( 登録の申請 )

第三十五条の三の二十四 前条の登録を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を経済産業大臣に提出しなければならない。

- 一 名称
- 二 本店その他の営業所の名称及び所在地
- 三 資産の合計額から負債の合計額を控除した額
- 四 役員の氏名

2 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合は、登記事項証明書の添付を省略することができる。

3 前項の場合において、定款が電磁的記録で作られているときは、書面に代えて電磁的記録(経済産業省令で定めるものに限る。)を添付することができる。

( 登録の取消し等 )

第三十五条の三の三十二 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消さなければならない。

- 一 第三十五条の三の二十六第一項第四号から第八号までのいずれかに該当することとなつたとき。
- 二 不正の手段により第三十五条の三の二十三の登録(第三十五条の三の二十七第一項の登録の更新を含む。)を受けたとき。
- 三 第三十五条の三の三十の規定に違反したとき。

2 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が次の各号のいずれかに該当するとき

は、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて、個別信用購入あつせんに係る業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一 第三十五条の三の二十一第一項又は前条の規定による命令に違反したとき。

二 第三十五条の三の二十六第一項第二号の規定に該当することとなつたとき。

三 第三十五条の三の二十八第一項の規定による申請をせず、又は虚偽の申請をしたとき。

3 経済産業大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が前項第一号の命令（当該登録個別信用購入あつせん業者が第三十五条の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五条の三の四本文、第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文又は第三十五条の三の二十の規定に違反している場合におけるものに限る。次項及び第四十条第四項において同じ。）に違反した場合において、前項の規定による処分をしようとするときは、あらかじめ、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 内閣総理大臣は、登録個別信用購入あつせん業者が第二項第一号の命令に違反した場合において、購入者又は役務の提供を受ける者の利益を保護するため必要があると認めるときは、経済産業大臣に対し、同項の規定による処分に関し、必要な意見を述べることができる。

5 経済産業大臣は、第一項又は第二項の規定による処分をしたときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を当該処分に係る者に通知しなければならない。

（報告の徴収）

第四十条 主務大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第二条第一項第一号に規定する割賦販売を業とする者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

2 内閣総理大臣は、第二十条の二第四項又は第二十三条第四項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、その前払式割賦販売に係る業務の運営が第二十条の二第一項第三号に該当する許可割賦販売業者又は第二十三条第二項第四号の命令に違反した許可割賦販売業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、包括信用購入あつせん業者又は個別信用購入あつせん業者に対し、その業務に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

4 内閣総理大臣は、第三十条の五の三第三項若しくは第三十四条の二第四項又は第三十五条の三の二十一第三項若しくは第三十五条の三の三十二第四項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、第三十条の二第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十条の二の二本文若しくは第三十条の五の二の規定に違反し若しくは第三十四条の二第二項第一号の命令に違反した包括信用購入あつせん業者又は第三十五条の三の三第一項本文、第三項若しくは第四項、第三十五条の三の四本文、第三十五条の三の五、第三十五条の三の七本文若しくは第三十五条の三の二十の規定に違反し若しくは第三十五条の三の三十二第二項第一号の命令に違反した個別信用購入あつせん業者に対し、その業務に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者又は指定受託機関に対し、その業務に関し報告を

させることができる。

6 内閣総理大臣は、第三十五条の三の六十二において準用する第二十条の二第四項又は第二十三条第四項の規定により意見を述べるため必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、その前払式特定取引に係る業務の運営が第三十五条の三の六十二において準用する第二十条の二第一項第三号に該当する第三十五条の三の六十一の許可を受けた者又は第三十五条の三の六十二において準用する第二十三条第二項第四号の命令（当該第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の前払式特定取引に係る業務の運営が第三十五条の三の六十二において準用する第二十条の二第一項第三号に該当する場合におけるものに限る。）に違反した第三十五条の三の六十一の許可を受けた者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

7 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者に対し、クレジットカード番号等の安全管理の状況に関し報告をさせることができる。

8 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者に対し、その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に関し報告をさせることができる。

9 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、政令で定めるところにより、個別信用購入あつせん関係販売業者、個別信用購入あつせん関係役務提供事業者その他の個別信用購入あつせん業者と密接な関係を有する者として政令で定める者（次条第五項において「密接関係者」という。）に対し、当該個別信用購入あつせん業者の第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に関し参考となるべき報告又は帳簿、書類その他の資料の提出を命ずることができる。

10 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、指定信用情報機関に対し、その業務又は財産に関し報告又は帳簿、書類その他の物件の提出を命ずることができる。

11 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第三十五条の三の四十二各項の規定による委託を受けた者に対し、当該指定信用情報機関の業務又は財産に関し参考となるべき報告をさせることができる。

12 経済産業大臣は、認定業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、認定割賦販売協会に対し、その業務又は財産に関し報告をさせることができる。

13 内閣総理大臣は、第二項若しくは第六項の規定による報告の徴収をしようとするとき又は第四項の規定による報告若しくは帳簿、書類その他の物件の提出を命じようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

#### （立入検査）

第四十一条 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者、指定信用情報機関、第三十五条の三の六十一の許可を受けた者、指定受託機関又は認定割賦販売協会の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。



2 内閣総理大臣は、前条第二項、第四項又は第六項に規定する場合において利用者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者若しくは指定役務の提供を受ける者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、許可割賦販売業者、包括信用購入あつせん業者、個別信用購入あつせん業者又は第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査をさせることができる。

3 経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、クレジットカード等購入あつせん業者又は立替払取次業者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（クレジットカード番号等の安全管理の状況に係るものに限る。）をさせることができる。

4 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、包括信用購入あつせん業者から包括信用購入あつせんに係る業務の委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（その委託を受けた包括信用購入あつせんに係る業務に係るものに限る。）をさせることができる。

5 経済産業大臣は、この法律の施行のため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、密接関係者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（個別信用購入あつせん業者の第三十五条の三の五及び第三十五条の三の七本文の規定の遵守の状況に係るものに限る。）をさせることができる。

6 経済産業大臣は、特定信用情報提供等業務の適正な運営を確保するため特に必要があると認めるときは、その必要な限度において、その職員に、加入包括信用購入あつせん業者、加入個別信用購入あつせん業者その他の指定信用情報機関を利用する者又は第三十五条の三の四十二各項の規定による委託を受けた者の営業所又は事務所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件の検査（当該指定信用情報機関の業務又は財産に係るものに限る。）をさせることができる。

7 前各項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

8 第一項から第六項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

9 内閣総理大臣は、第二項の規定による立入検査をしようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣に協議しなければならない。

## 5．割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号）

（個別信用購入あつせん関係販売契約等の勧誘に係る調査等）

第七十五条 法第三十五条の三の五第一項の経済産業省令で定める事項は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 個別信用購入あつせん業者が個別信用購入あつせんに係る契約を販売業者又は役務提供事業者（特定商取引に関する法律第二条第一項に規定する訪問販売（以下「訪問販売」という。）を行う者、同条第三項に規定する電話勧誘販売（以下「電話勧誘販売」という。）を行う者、同法第三十三条第一項に規定する連鎖販売業（以下「連鎖販売業」という。）を行う者、同法第四十一条第一項に規定する特定継続的役務提供（以下「特定継続的役務提供」という。）を行う者又は同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売業（以下「業務提供誘引販売業」という。）を行う者に限る。以下この条

及び次条において同じ。)と締結しようとする場合 次に掲げる事項

イ 当該販売業者又は当該役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘に関する基本的な事項

ロ 当該販売業者が個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは指定権利又は当該役務提供事業者が個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供しようとする役務に関する事項(当該役務又は当該指定権利が特定継続的役務提供等契約に係るものであつて、当該役務の提供又は当該権利の行使による役務の提供に際し当該役務の提供を受ける者又は当該権利の購入者が購入する必要がある商品がある場合には、当該商品に関する事項を含む。)

ハ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が連鎖販売業を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者である場合にあつては、特定利益(特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する特定利益をいう。以下同じ。)又はその業務提供誘引販売業に係る業務提供利益(同法第五十一条第一項に規定する業務提供利益をいう。以下同じ。)に関する事項

ニ 当該販売業者又は当該役務提供事業者の取引の状況及び財産の状況

ホ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が連鎖販売業を行う者、特定継続的役務提供を行う者又は業務提供誘引販売業を行う者である場合にあつては、特定商取引に関する法律第三十三条第一項に規定する連鎖販売取引(以下「連鎖販売取引」という。)、特定継続的役務提供に係る取引又は同法第五十一条第一項に規定する業務提供誘引販売取引(以下「業務提供誘引販売取引」という。)に係る業務を継続して行うに足りる体制に関する事項

ヘ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引(訪問販売若しくは電話勧誘販売に係る取引、連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引をいう。以下この条及び次条において同じ。)に関する業務の停止の処分等に関する事項

ト 当該販売業者又は当該役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七各号に掲げる行為をすることを防止するために必要な体制及び当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引に関する苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な体制の整備の状況に関する事項

チ 当該販売業者又は当該役務提供事業者が行う特定取引に関する苦情の発生状況及びその内容に関する事項

二 個別信用購入あつせん業者が特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る申込みを受けた場合次に掲げる事項

イ 当該個別信用購入あつせん関係販売等契約又は当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関する事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事実が存在しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定的判断の内容が確実であるとの誤認の有無に関する事項

ロ 当該個別信用購入あつせん関係販売等契約に係る個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定商取引に関する法律第六条第三項、第二十一条第三項、第三十四条第三項、第四十四条第三項若しくは第五

十二条第二項の規定に違反する行為又は消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）  
第四条第三項 に規定する行為に関する事項

第七十六条 法第三十五条の三の五第一項 の規定により前条第一号及び第二号に定める事項の調査については、次項から第十二項までに定めるところによる。

2 前条第一号に定める事項の調査は、個別信用購入あつせんに係る契約（販売業者又は役務提供事業者と締結しようとするものに限る。以下この条及び第七十八条において同じ。）の締結に先立つて行わなければならない。

3 前条第一号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が行う特定取引の種類

二 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者の氏名、住所及び電話番号（法人にあつては、名称、住所、電話番号及び代表者の氏名）

三 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者の店舗その他の事業所の住所及び電話番号

四 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘を行う地域

4 前条第一号ロに掲げる事項については、次に掲げるものを調査しなければならない。

一 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者が個別信用購入あつせんに係る販売の方法により販売しようとする商品若しくは指定権利又は個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする役務提供事業者が個別信用購入あつせんに係る提供の方法により提供しようとする役務の種類を示すもの

二 見本、カタログその他の個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し当該勧誘の相手方に対し提示するもの

三 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して告げた事項（前条第一号チに掲げる事項の調査により知つた苦情の内容が、特定商取引に関する法律第六条第一項、第二十一条第一項、第三十四条第一項、第四十四条第一項若しくは第二項若しくは第五十二条第一項の規定に違反する行為又は消費者契約法第四条第一項第一号 に規定する行為に起因すると認められる場合における当該告げた事項に限る。）であつて、商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係るものの裏付けとなる根拠を示す資料

5 前条第一号ハに掲げる事項については、個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際して告げた事項又は断定的判断を提供した事項（同号チに掲げる事項の調査により知つた苦情の内容が、特定商取引に関する法律第三十四条第一項若しくは第五十二条第一項 の規定に違反する行為又は消費者契約法第四条第一項 に規定する行為に起因すると認められる場合における当該告げた事項又は当該断定的判断を提供した事項に限る。）であつて、特定商取引に関する法律第三十四条第一項第四

号又は第五十二条第一項第四号に掲げるものの裏付けとなる根拠を示す資料を調査しなければならない。

6 前条第一号二に掲げる事項については、調査の日の直前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面による確認その他の方法により調査しなければならない。

7 前条第一号ホに掲げる事項については、事業計画書その他の連鎖販売取引、特定継続的役務提供に係る取引又は業務提供誘引販売取引に係る業務を継続して行うに足りる体制であることを示すものを調査しなければならない。

8 前条第一号へに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 調査の日前五年間に特定商取引に関する法律の規定による処分（同法第七条、第二十二條、第三十八條、第四十六條若しくは第五十六條の規定による指示又は同法第八条第一項、第二十三條第一項、第三十九條第一項から第三項まで、第四十七條第一項若しくは第五十七條第一項の規定による命令に限る。以下この項において同じ。）を受けたことの有無

二 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が調査の日前五年間に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある法人の役員であつたことの有無

三 個別信用購入あつせんに係る契約を締結しようとする販売業者又は役務提供事業者が法人である場合にあつては、当該法人の役員のうち次のいずれかに該当する者の有無

イ 第一号の期間内に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある者

ロ 第一号の期間内に特定商取引に関する法律の規定による処分を受けたことのある法人の役員であつた者

9 前条第一号チに掲げる事項については、認定割賦販売協会その他の特定取引に関する苦情の処理の業務を行う者の保有する情報を調査しなければならない。

10 前条第二号に掲げる事項に係る調査は、特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約の申込みを受けた後、相当な期間において、電話その他の方法により当該申込みをした者に対して行わなければならない。

11 前条第二号イに掲げる事項は、次に掲げる事項を含むものでなければならない。

一 法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項に規定する書面に記載すべき事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事実が存在しないとの誤認又は当該事項につき提供された断定的判断（将来における変動が不確実な事項につき提供された断定的判断に限る。）の内容が確実であるとの誤認の有無

二 特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係る事項その他当該契約に係る商品若しくは指定権利又は役務に関し将来における変動が不確実な事項（法第三十五条の三の八又は第三十五条の三の九第一項に規定する書面に記載すべき事項を除く。）につき提供された断定的判断の有無

三 特定契約であつて個別信用購入あつせん関係販売等契約に該当するものに係る個別信用購入あつせん関係受領契約に係る商品若しくは指定権利又は役務に付随する商品若

しくは権利又は役務その他法第三十五条の三の八 又は第三十五条の三の九第一項 の書面に記載されていない事項であつて当該申込みをした者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なもの（次号において「重要事項」という。）の有無

四 前号の重要事項があるときは、重要事項につき告げられた内容が事実であるとの誤認又は重要事項に係る事実が存在しないとの誤認の有無

五 第一号から前号までに掲げるもののほか、当該個別信用購入あつせん関係販売等契約若しくは当該個別信用購入あつせん関係受領契約に関する事項であつて当該申込みをした者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものにつき告げられた内容が事実であるとの誤認若しくは当該事項に係る事実が存在しないとの誤認の有無又は当該事項につき提供された断定的判断（将来における変動が不確実な事項につき提供された断定的判断に限る。）の内容が確実であるとの誤認の有無

12 前条第二号ロに掲げる事項については、同号ロに規定する行為の有無を調査しなければならない。

第七十七条 個別信用購入あつせん業者は、次の各号に掲げる場合には、第七十五条各号に定める事項のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項を調査しなければならない。

一 第七十五条第二号イに掲げる事項の調査により前条第十一項第二号に規定する断定的判断（商品の性能、品質、効能若しくは必要数量又は役務若しくは権利に係る役務の効果に係る事項についての断定的判断に限る。）が提供されたことを知つた場合 当該断定的判断の提供を行つた個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者の有する当該断定的判断の提供に係る事項の裏付けとなる根拠を示す資料（ただし、既に当該資料を第七十五条第一号ロに掲げる事項の調査（前条第四項第三号に係るものに限る。）により調査した場合にあつては、当該資料を補完する資料）

二 第九十四条第一号の規定による原因究明により知つた事項からみて、同号の苦情に係る事項の原因が、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘をするに際し、法第三十五条の三の七 各号のいずれかに該当する行為をしたことにあると認める場合 次に掲げる事項

イ 当該行為の内容

ロ 当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に関する第七十五条第一号 トに掲げる事項

ハ その他当該苦情の内容に応じ、当該苦情に係る法第三十五条の三の七 各号に掲げる行為の防止のために必要な事項

三 第九十四条第一号の規定による原因究明、認定割賦販売協会の保有する情報の確認その他の方法により知つた事項に基づき、購入者等からの苦情（法第三十五条の三の十二第一項 に規定する申込みの撤回等若しくは法第三十五条の三の十三第一項、第三十五条の三の十四第一項、第三十五条の三の十五第一項若しくは第三十五条の三の十六第一項の規定による個別信用購入あつせん関係受領契約の申込み若しくはその承諾の意思表示の取消しの申出又は法第三十五条の三の十九第一項 の規定による対抗を含む。以下この条及び第九十四条において同じ。）であつて当該苦情に係る事項の原因が個別信用

購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘に係るもの（苦情に係る事項の原因が前号に規定するものである苦情を除く。以下この号において「特定契約関係苦情」という。）の発生状況及び当該個別信用購入あつせん業者と個別信用購入あつせんに係る契約を締結した販売業者又は役務提供事業者（当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者を除く。以下この号及び第九十四条第三号において「他の個別信用購入あつせん関係販売業者等」という。）による特定契約関係苦情の発生状況からみて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者が当該他の個別信用購入あつせん販売業者等に比し、購入者等の利益の保護に欠けると認められる場合 前号に定める事項

2 第九十四条第一号の規定による原因究明により知つた事項からみて、同号の苦情に係る事項の原因が、個別信用購入あつせん関係販売業者又は個別信用購入あつせん関係役務提供事業者による特定契約に係る個別信用購入あつせん関係販売等契約の申込み又は締結の勧誘に係る場合であつて、当該個別信用購入あつせん関係販売業者又は当該個別信用購入あつせん関係役務提供事業者に対して第七十五条第一号に定める事項の調査をしていなかったときは、前項の規定にかかわらず、遅滞なく、当該調査をしなければならない。

## 6．不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）（抜粋）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実に相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの

三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの

2 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必

要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

(措置命令)

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(都道府県知事の指示)

第七条 都道府県知事は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があると認めるときは、当該事業者に対し、その行為の取りやめ若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を指示することができる。その指示は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、することができる。

## 7. 建設業法（昭和24年法律第100号）（抜粋）

(建設業の許可)

第三条 建設業を営もうとする者は、次に掲げる区分により、この章で定めるところにより、二以上の都道府県の区域内に営業所（本店又は支店若しくは政令で定めるこれに準ずるものをいう。以下同じ。）を設けて営業をしようとする場合にあつては国土交通大臣の、一の都道府県の区域内にのみ営業所を設けて営業をしようとする場合にあつては当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、政令で定める軽微な建設工事のみを請け負うことを営業とする者は、この限りでない。

- 一 建設業を営もうとする者であつて、次号に掲げる者以外のもの
  - 二 建設業を営もうとする者であつて、その営業にあつて、その者が発注者から直接請け負う一件の建設工事につき、その工事の全部又は一部を、下請代金の額（その工事に係る下請契約が二以上あるときは、下請代金の額の総額）が政令で定める金額以上となる下請契約を締結して施工しようとするもの
- 2 前項の許可は、別表第一の上欄に掲げる建設工事の種類ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる建設業に分けて与えるものとする。
- 3 第一項の許可は、五年ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、そ

の効力を失う。

4 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下「許可の有効期間」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

5 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

6 第一項第一号に掲げる者に係る同項の許可（第三項の許可の更新を含む。以下「一般建設業の許可」という。）を受けた者が、当該許可に係る建設業について、第一項第二号に掲げる者に係る同項の許可（第三項の許可の更新を含む。以下「特定建設業の許可」という。）を受けたときは、その者に対する当該建設業に係る一般建設業の許可は、その効力を失う。

#### 8．建設業法施行令（昭和31年政令第273号）（抜粋）

（支店に準ずる営業所）

第一条 建設業法（以下「法」という。）第三条第一項の政令で定める支店に準ずる営業所は、常時建設工事の請負契約を締結する事務所とする。

（法第三条第一項 ただし書の軽微な建設工事）

第一条の二 法第三条第一項 ただし書の政令で定める軽微な建設工事は、工事一件の請負代金の額が建築一式工事にあつては千五百万円に満たない工事又は延べ面積が百五十平方メートルに満たない木造住宅工事、建築一式工事以外の建設工事にあつては五百万円に満たない工事とする。

2 前項の請負代金の額は、同一の建設業を営む者が工事の完成を二以上の契約に分割して請け負うときは、各契約の請負代金の額の合計額とする。ただし、正当な理由に基いて契約を分割したときは、この限りでない。

3 注文者が材料を提供する場合においては、その市場価格又は市場価格及び運送料を当該請負契約の請負代金の額に加えたものを第一項の請負代金の額とする。

#### 9．電気事業法（昭和39年法律第170号）（抜粋）

第三十八条 この法律において「一般用電気工作物」とは、次に掲げる電気工作物をいう。ただし、小出力発電設備以外の発電用の電気工作物と同一の構内（これに準ずる区域を含む。以下同じ。）に設置するもの又は爆発性若しくは引火性の物が存在するため電気工作物による事故が発生するおそれが多い場所であつて、経済産業省令で定めるものに設置するものを除く。

一 他の者から経済産業省令で定める電圧以下の電圧で受電し、その受電の場所と同一の構内においてその受電に係る電気を使用するための電気工作物（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する小出力発電設備を含む。）であつて、その受電のための電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

二 構内に設置する小出力発電設備（これと同一の構内に、かつ、電氣的に接続して設置する電気を使用するための電気工作物を含む。）であつて、その発電に係る電気を前号の経済産業省令で定める電圧以下の電圧で他の者がその構内において受電するための



電線路以外の電線路によりその構内以外の場所にある電気工作物と電氣的に接続されていないもの

三 前二号に掲げるものに準ずるものとして経済産業省令で定めるもの

2 前項において「小出力発電設備」とは、経済産業省令で定める電圧以下の電気の発電用の電気工作物であつて、経済産業省令で定めるものをいうものとする。

3 この法律において「事業用電気工作物」とは、一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

4 この法律において「自家用電気工作物」とは、電気事業の用に供する電気工作物及び一般用電気工作物以外の電気工作物をいう。

#### 10．電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）（抜粋）

（一般用電気工作物の範囲）

第四十八条 法第三十八条第一項の経済産業省令で定める場所は、次のとおりとする。

一 火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）第二条第一項に規定する火薬類（煙火を除く。）を製造する事業場

二 鉱山保安法施行規則（平成十六年経済産業省令第九十六号）が適用される鉱山のうち、同令第一条第二項第八号に規定する石炭坑

2 法第三十八条第一項第一号の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。

3 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める電圧は、六百ボルトとする。

4 法第三十八条第二項の経済産業省令で定める発電用の電気工作物は、次のとおりとする。ただし、次の各号に定める設備であつて、同一の構内に設置する次の各号に定める他の設備と電氣的に接続され、それらの設備の出力の合計が五十キロワット以上となるものを除く。

一 太陽電池発電設備であつて出力五十キロワット未満のもの

二～五 （略）

#### 11．電気工事士法（昭和35年法律第139号）（抜粋）

（電気工事士等）

第三条 第一種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第一種電気工事士」という。）でなければ、自家用電気工作物に係る電気工事（第三項に規定する電気工事を除く。第四項において同じ。）の作業（自家用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。）に従事してはならない。

2 第一種電気工事士又は第二種電気工事士免状の交付を受けている者（以下「第二種電気工事士」という。）でなければ、一般用電気工作物に係る電気工事の作業（一般用電気工作物の保安上支障がないと認められる作業であつて、経済産業省令で定めるものを除く。以下同じ。）に従事してはならない。

3～4 （略）

第十四条 第三条第一項、第二項又は第三項の規定に違反した者は、三月以下の懲役又は三万円以下の罰金に処する。

